

発 言 者	議 事
事務局 長	〔5月9日〕
事務局 長	皆さんおはようございます。（10：00）
事務局 長	事務局長の高野です。本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。
事務局 長	年長の浜塚久好議員を御紹介します。
臨時 議長	ただいま紹介されました、浜塚です。
臨時 議長	地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いします。
臨時 議長	ただいまの出席議員数は10名であり、定足数に達しておりますので、令和5年第2回厚沢部町議会臨時会を開会します。
臨時 議長	町長から就任のごあいさつを述べたいとの申し出がありましたので、これを許します。
臨時 議長	町長
町 長	令和5年第2回厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。私は、去る4月23日に執行されました町長選挙におきまして、町民の皆様の温かいご支援とご厚情により、町政を担当させていただくことになり、4月27日に就任いたしました。身に余る光栄であり、感激ひとしおのものを感じますと同時に、責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。議員の皆様におかれましても、町民各位の期待を担ってめでたく当選の栄を得られ、本日こ

ここに初の議会を開会する運びにいたりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。私は町長選挙の立候補にあたり、「町民一人ひとりが幸せを実感できる町づくり」をスローガンに住みよい厚沢部町を築くために4本の公約を掲げ、町民の皆様に訴えてまいりました。第1として、「力強い農業・林業・商工業」を築くための支援であります。厚沢部町の基幹産業である農業、林業が今後も生き残るためにスマート農業、スマート林業の推進と持続可能な農業経営への支援を行います。また、農地の基盤整備、集約化で生産力を強化するとともに、新規就農者、後継者への育成支援を行います。第2として、「少子高齢化・人口減少への対応」であります。現在、地方では、国難ともいふべき少子高齢化に端を発した、人口減少問題に直面しております。子育て世代への支援として認定こども園の完全無料化や学校給食の無料化、公営塾の充実などを図ってまいります。また、高齢者の生活支援サービスの拡充や新たな交通システムの導入も目指していきたいと考えております。第3として、「くらしの安全・安心のまち」では、带状疱疹ワクチン接種への助成やゼロカーボン社会を見据えた新エネルギーの導入促進、新たな災害通報システムの構築をしていきたいと考えております。第4として、「健全な行財政運営」では、予算の効率化・重点化による計画的な財政運営を図るとともに、行政運営では情報公開による透明性の確保に努めます。以上を基本理念として諸般の施策を展開してまいりたいと存じます。初年度の具体的な施策につきましては、6月の定例会で提案する所存でございます。私は住み良い厚沢部町、幸せを実感できる厚沢部町へ向けて、全身全霊を傾けて町民各位のご期待にそえるよう、取り組んでまいりますので、議員各位の格別なるご協力、ご支援を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。さて、本臨時会に提案いたします案件は、監査委員及び副町長の選任の人事案2

	<p>件、専決処分の承認を求めることについて3件の計5件であります。詳細については、関係課長に説明に当たらせてますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。結びにあたり、前渋田町長の4期16年間のご労苦に対し、心より敬意を表し、就任の挨拶いたします。</p>
臨時議長	<p>暫時休憩します。町長ほか職員には退席をしていただきます。</p>
臨時議長	<p>町長提案案件において、再度入場していただきます。（10：06）</p>
臨時議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。（10：07）</p>
臨時議長	<p>これから本日の会議を開きます。</p>
臨時議長	<p>日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席とします。</p>
臨時議長	<p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。</p>
臨時議長	<p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、中山俊勝議員、松村松雄議員を指名します。</p>
臨時議長	<p>日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。</p>
臨時議長	<p>選挙は投票で行います。</p>
臨時議長	<p>議場の出入口を閉鎖します。</p>
臨時議長	<p>ただいまの出席議員数は10名です。</p>
臨時議長	<p>次に立会人を指名します。</p>
臨時議長	<p>会議規則第32条の規定により、立会人に松村松雄議員、香川直樹議員を指名します。</p>
臨時議長	<p>投票用紙を配ります。</p>

臨時議長	投票用紙の配布もれはありませんか。（ありませんの声あり）
臨時議長	配布もれなしと認めます。
臨時議長	投票箱を点検をします。
臨時議長	異状なしと認めます。
臨時議長	念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。改めて言いますが、フルネームでお願いします。
臨時議長	点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので順番に投票を願います。
事務局長	臨時議長の許可を得ましたので、申し上げます。投票は単記無記名になります。議席番号と氏名を朗読しますので、順次、投票をお願いします。それでは点呼いたします。 2番中山議員、3番松村議員、4番佐々木議員、5番上戸議員、6番高田議員、7番鈴木議員、8番山田議員、9番小野寺議員、10番香川議員、最後に1番浜塚議員。
臨時議長	投票もれはありませんか。（ありませんの声あり）
臨時議長	投票もれなしと認めます。
臨時議長	投票を終わります。
臨時議長	開票を行います。
臨時議長	松村松雄議員、香川直樹議員、開票の立会いをお願いします。
臨時議長	選挙の結果を報告します。
臨時議長	投票総数10票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。
臨時議長	そのうち、有効投票10票、無効投票0票です。

臨時議長	有効投票のうち、鈴木議員 6 票、高田議員 4 票。
臨時議長	以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって鈴木議員が議長に当選されました。
臨時議長	議場の出入口を開きます。
臨時議長	ただいま議長に当選されました鈴木議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。
臨時議長	議長に当選されました鈴木議員から発言を求められておりますので、これを許します。
臨時議長	7 番
鈴木議員	それでは一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、議員各位の推挙により、議長の重責を担うこととなりました。誠に光栄の至りに存じます。私は、甚だ微力ではございますが誠意を持って事にあたり、円満な議会運営と明るい豊かなまちづくりのために、執行者とともに努力してまいり所存でございます。今後とも、議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。
臨時議長	これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
臨時議長	新議長、鈴木議員、議長席にお着きを願います。
議長	ただいまから議長の職務を行います。
議長	日程第 4 会期の決定について議題といたします。
議長	おはかりします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。
議	長	日程第5 選挙第2号 副議長の選挙を行います。
議	長	選挙の方法は投票で行います。
議	長	議場の出入口を閉鎖します。
議	長	ただいまの出席議員数は10名です。
議	長	次に立会人を指名します。
議	長	会議規則第32条第2項の規定により、立会人に松村松雄議員、香川直樹議員を指名します。
議	長	投票用紙を配ります。
議	長	投票用紙の配布もれはありませんか。(ありませんの声あり)
議	長	配布もれなしと認めます。
議	長	投票箱を点検します。
議	長	異状なしと認めます。
議	長	念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。
議	長	点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので順番に投票を願います。
事	務	局長の許可を得ましたので、申し上げます。投票は単記無記名になります。議席番号と氏名を朗読しますので、順次、投票をお願いします。それでは点呼いたします。
局	長	1番浜塚議員、2番中山議員、3番松村議員、4番佐々木議員、5番上戸議員、6番高田議員、8番山田議員、9番小野寺議員、10番香川議員、最後に7番鈴木議長。

議	長	投票もれはありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	投票もれなしと認めます。
議	長	投票を終わります。
議	長	開票を行います。松村松雄議員、香川直樹議員、開票のお立会いをお願いします。
議	長	選挙の結果を報告します。
議	長	投票総数10票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。
議	長	そのうち、有効投票10票、無効投票0票です。
議	長	有効投票のうち、佐々木議員 6票、高田議員 4票。
議	長	以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、佐々木議員が副議長に当選されました。
議	長	議場の出入口を開きます。
議	長	ただいま副議長に当選されました佐々木議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
議	長	副議長に当選されました佐々木議員の承諾の発言を求めます。
議	長	4番、佐々木議員。
佐々木議員		ただいま、議員各位の推挙により、副議長の重責を担うことになりました。誠に光栄に存じております。今後も鈴木議長のもとで、議会運営に努力する覚悟でございます。どうぞ、今後とも皆様方のご支援とご協力のほど、お願い申しあげまして、簡単ではございますが、就任にあたってのあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議	長	日程第6 議席の指定を行います。
議	長	暫時休憩します。(10:34)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(10:43)
議	長	議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。
議	長	議員の氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。
事	務	それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。1番中山俊勝議員、2番高田一弥議員、3番浜
局	長	塚久好議員、4番上戸昌行議員、5番香川直樹議員、6番小野寺孔議員、7番山田克哉議員、8
		番松村松雄議員、9番鈴木祥司議員、10番佐々木宏議員、以上でございます。
議	長	ただいま朗読しましたとおり議席を指定します。
議	長	議席が決まりましたので、それぞれ指定した議席にお着き願います。
議	長	暫時休憩します。(10:45)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(10:46)
議	長	日程第7 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。
議	長	おはかりします。常任委員会の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が
		会議にはかって指名することになっておりますが、あらかじめ議員の希望を徴しておりますの
		で、正副議長において調整したいと思っております。これに御異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	暫時休憩します。(10:47)

議 議	長 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。（１０：５５）</p> <p>ただいま、正副議長において慎重に調整いたしましたので、その結果を事務局長に朗読させます。</p>
事	務 局 長	<p>それでは、順次、朗読いたします。</p> <p>総務文教常任委員会委員、浜塚久好委員、上戸昌行委員、香川直樹委員、小野寺孔委員、佐々木宏委員、以上５名です。</p> <p>産業厚生常任委員会委員、中山俊勝委員、高田一弥委員、山田克哉委員、松村松雄委員、鈴木祥司委員、以上５名です。</p>
議 議	長 長	<p>以上のおおりに指名したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおりに選任することに決定しました。</p>
議	長	<p>暫時休憩します。なお、各委員会におかれましては、休憩中に正副委員長の互選をして、議長宛に報告をお願いします。総務文教常任委員会は議員控室で、産業厚生常任委員会は議長室で協議をお願いします。（１０：５７）</p>
議 議	長 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。（１１：０９）</p> <p>休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。</p>
議	長	<p>総務文教常任委員会委員長に浜塚久好委員、副委員長に香川直樹委員。</p> <p>産業厚生常任委員会委員長に高田一弥委員、副委員長に松村松雄委員。</p>

議	長	以上のとおり互選されました旨報告がありました。	
議	長	暫時休憩いたします。（１１：１０）	
副	議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１１：１１）
副	議	長	議長の常任委員辞任について議題といたします。
副	議	長	議長については、地方自治法第１１７条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。
副	議	長	産業厚生常任委員に選任されました鈴木議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。
副	議	長	議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、産業厚生常任委員を辞任したいとするものであります。
副	議	長	おはかりします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
副	議	長	異議なしと認めます。したがって、議長の産業厚生常任委員の辞任については許可することに決定しました。
副	議	長	暫時休憩といたします。（１１：１３）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１１：１４）	
議	長	日程第８ 選任第２号 議会運営委員会委員の選任を行います。	

議	長	おはかりします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっております。議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名することに決定しました。
議	長	暫時休憩します。正副議長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長は議長室にお集まりください。(11:16)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11:22)
議	長	ただいま、議長、副議長並びに両常任委員会委員長において慎重に調整いたしましたので、その結果を事務局長に朗読させます。
事	務	それでは朗読いたします。
	局	議会運営委員会委員、中山俊勝委員、松村松雄委員、浜塚久好委員、香川直樹委員、以上4名でございます。
議	長	以上のおおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。
議	長	暫時休憩します。なお、議会運営委員会委員におかれましては、休憩中に正副委員長の互選をして、議長宛に報告を願います。(11:23)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11:28)

議	長	休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。
議	長	委員長に中山俊勝委員、副委員長に香川直樹委員と決定しました。
議	長	それでは暫時休憩します。（１１：２９）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１３：００）
議	長	日程第９ 選挙第３号 檜山広域行政組合議会議員の選挙を行います。
議	長	おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。
議	長	おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。
議	長	檜山広域行政組合議会議員に山田克哉議員及び小野寺孔議員の２名を指名します。
議	長	おはかりします。ただいま議長が指名した山田克哉議員及び小野寺孔議員を、檜山広域行政組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって山田克哉議員、小野寺孔議員が檜山広域行政組合議会議員に当選されました。
議	長	ただいま檜山広域行政組合議会議員に当選されました山田克哉議員、小野寺孔議員が議場におられますので、本席から会議規則第３３条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

議	長	日程第10 選挙第4号 南部桧山衛生処理組合議会議員の選挙を行います。
議	長	おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
議	長	おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。
議	長	南部桧山衛生処理組合議会議員に香川直樹議員を指名します。
議	長	おはかりします。ただいま議長が指名した香川直樹議員を、南部桧山衛生処理組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、香川直樹議員が当選されました。
議	長	ただいま南部桧山衛生処理組合議会議員に当選されました香川直樹議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
議	長	日程第11 発議第1号 厚沢部町議会広報編集特別委員会の設置について、議題といたします。
議	長	おはかりします。山田克哉議員ほか1名から提出されました、厚沢部町議会広報編集特別委員会の設置について、質疑、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第1号 厚沢部町議会広報編集特別委員会の設置につ

議 議	<p>いて、原案どおり可決されました。</p> <p>日程第12 選任第3号 厚沢部町議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。</p> <p>おはかりします。厚沢部町議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっております。議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	<p>議長 異議なしと認めます。したがって、議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名することに決定しました。</p>
議	<p>議長 暫時休憩します。(13:06)</p>
議	<p>議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(13:09)</p>
議	<p>議長 ただいま、議長、副議長並びに両常任委員会委員長において慎重に調整いたしました。その結果を事務局長に朗読させます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、朗読をいたします。</p> <p>厚沢部町議会広報編集特別委員会委員、上戸昌行委員、山田克哉委員、香川直樹委員、小野寺孔委員、以上4名です。</p>
議	<p>議長 以上のおおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)</p>
議	<p>議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおおり選任することに決定しました。</p>
議	<p>議長 暫時休憩します。なお厚沢部町議会広報編集特別委員会におかれましては、休憩中に正副委員</p>

議 議	<p>長の互選をして、議長宛に報告願います。（１３：１０）</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。（１３：１２）</p> <p>休憩中に厚沢部町議会広報編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいっておりますので報告をいたします。</p>
議	<p>委員長に上戸昌行委員、副委員長に香川直樹委員と決定しました。</p>
議	<p>それでは暫時休憩をします。（１３：１３）</p>
議	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。（１３：１６）</p>
議	<p>日程第１３ 議案第１号 監査委員の選任について、議題とします。</p>
議	<p>それでは上戸昌行議員につきましては、地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。</p>
議	<p>提案理由の説明を求めます。</p>
町	<p>町長</p>
議	<p>議案第１号の監査委員の選任について、下記の者を選任したいので地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、厚沢部町字富栄３０５番地、氏名、上戸昌行、昭和２８年７月６日生まれ、６９歳。議会議員の内から選任するため、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。</p>
議	<p>説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）</p> <p>質疑を終結します。</p> <p>議案第１号 討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。</p>

議	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>長 異議なしと認めます。したがって議案第1号 監査委員の選任について、原案どおり同意することに可決されました。</p>
議	<p>長 日程第14 議案第2号 副町長の選任について、議題といたします。</p> <p>長 合浦博昭さんの退席をお願いします。</p> <p>長 議案の説明を求めます。</p>
議	<p>長 町長</p> <p>長 議案第2号の副町長の選任について、下記の者を選任したいので地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。住所、厚沢部町赤沼町207番地、氏名、合浦博昭、昭和45年7月17日生まれ、52歳。合浦氏は、平成5年に厚沢部町役場に奉職し、議会事務局長、税務財政課長、会計管理者を歴任し、令和3年から総務財政課長として重責を十分に果たしてこられ、特に副町長不在の期間もその任務を適正に遂行してきました。識見豊かで職員の信望も厚く、副町長に適任でありますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。</p>
議	<p>長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。(ありませんの声あり)</p> <p>長 質疑を終結いたします。</p> <p>長 議案第2号 討論を省略して、これから採決を行います。</p>
議	<p>長 採決の方法は、会議規則第83条の規定により、無記名投票で行います。</p> <p>長 これから、議案第2号 副町長の選任について、採決を行います。</p>

議	長	採決の方法は、無記名投票で行います。
議	長	議場の出入口を閉鎖します。
議	長	ただいまの出席議員数は議長を除いて9名であります。
議	長	次に立会人を指名します。
議	長	会議規則第32条第2項の規定により、立会人に浜塚久好議員、高田一弥議員を指名します。
議	長	それでは投票用紙を配ります。
		本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票は「反対」とみなし
議	長	ます。
議	長	投票用紙の配布もれはありませんか。（ありませんの声あり）
事	局長	配布もれなしと認めます。
		投票箱を点検します。
		異状なしと認めます。
		ただいまから投票を行います。
議	長	念のため申し上げます。投票は無記名投票です。
議	長	本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票は「反対」とみなし
議	長	ます。
議	長	それでは点呼に応じて、順次、投票を願います。
議	長	点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次、投票を願います。
事	局長	議長の許可を得ましたので、申し上げます。投票は無記名投票になります。議席番号と氏名を

		朗読しますので、順次投票をお願いします。それでは、点呼いたします。1番中山議員、2番高田議員、3番浜塚議員、4番上戸議員、5番香川議員、6番小野寺議員、7番山田議員、8番松村議員、10佐々木議員。
議	長	投票もれはありますか。（ありませんの声あり）
議	長	投票もれなしと認めます。
議	長	投票を終わります。
議	長	開票を行います。
議	長	浜塚久好議員、高田一弥議員は開票の立ち会いをお願いいたします。
議	長	投票の結果を報告します。
議	長	投票総数9票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。
議	長	そのうち、有効投票9票、無効投票0票。
議	長	有効投票のうち、賛成投票9票、反対投票0票です。
議	長	以上のとおり全員賛成です。したがって議案第2号 副町長の選任については可決されました。
議	長	議場の出入口を開きます。
議	長	日程第15 承認第1号 令和5年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	総務財政課長

総務財政課長	承認第1号の令和5年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議長	質疑を終結いたします。
議長	承認第1号 討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。したがって承認第1号 令和5年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議長	日程第16 承認第2号 厚沢部町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。
議長	専決処分書の説明を求めます。
住民税務課長	住民税務課長
住民税務課長	承認第2号の厚沢部町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議長	それでは質疑を終結いたします。
議長	承認第2号 討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議長	

議	長	異議なしと認めます。したがって承認第2号 厚沢部町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第17 承認第3号 厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長		承認第3号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結いたします。
議	長	承認第3号 討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第3号 厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第18 閉会中の継続調査の申し出について、議題といたします。
議	長	議会運営委員長及び厚沢部町議会広報編集特別委員長から委員会の調査につきまして、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。
議	長	両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（異議な

議	<p>しの声あり)</p> <p>長 異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
議	<p>長 日程第19 諸般の報告、日程第20 一般行政報告については、別紙印刷して差し上げておりますので朗読及び説明を省略いたします。</p>
議	<p>長 本臨時会の会議に付された案件の審議すべて終了しました。これを持ちまして本日の会議を閉じます。</p>
議	<p>長 令和5年第2回厚沢部町議会臨時会、閉会します。御苦労様でした。(13:50)</p>

上記の会議録は、厚沢部町議会事務局長 高野政人、総務係 小森賢人の2名によって記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長
署 名 議 員
署 名 議 員